

令和8年度より 「子ども・子育て支援金制度」 が始まります

◎子ども・子育て支援金制度とは

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための新しい仕組みとして国が創設した制度で、その財源とするための「子ども・子育て支援金」の徴収が、すべての保険者に義務付けられました。

◎徴収開始時期と使途について

令和8年4月分保険料より医療保険料・介護保険料とあわせて保険者が徴収することとなっています。なお、子ども・子育て支援金は、児童手当、法律で定められた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられるため、その他の事業に流用されることはありません。

～こども未来戦略「加速化プラン」の主な施策～

児童手当の抜本的な拡充/妊婦のための支援給付/こども誰でも通園制度/出生後休業支援給付/育児時短就業給付/国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

※当組合は、子ども子育て支援金を代行して徴収するような位置づけとなります。

※詳しくは、こども家庭庁のホームページ等をご確認ください。

◎徴収対象者について

子ども・子育て支援金制度は少子化対策であるため、子どもがいる世帯の負担額が増えないよう、保険料は組合員・家族ともに18歳以上の被保険者から徴収いたします。

「18歳以上」とは、毎年4月1日時点で18歳以上の方を示します。令和8年度の場合は、誕生日が平成20年4月1日以前の方がすべて対象となります。

(後期高齢者組合員を除く)

◎負担額について

令和8年4月から子ども・子育て支援金として一人600円を徴収いたします。



医師国保組合からのご案内

保険料改定のお願い（令和8年4月実施）

政府は少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設することになりました。

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを決めました。

つきましては、組合員の皆様には出費多端の折、誠に恐縮ですがご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、金額は毎年段階的に引き上げられる方針です。

【改定の内容】

令和8年4月1日に18歳以上の方（誕生日が平成20年4月1日以前の方すべて）から「子ども・子育て支援金」を徴収いたします。

令和8年4月から

	子ども・子育て 支援金分
医師組合員本人	600円
従業員本人	600円
医師家族・従業員家族	600円
従業員本人・ 医師家族・従業員家族 (18歳未満の方)	0円
後期高齢者組合員	0円

鹿児島県医師国民健康保険組合

890-0053 鹿児島市中央町8-1 鹿児島県医師会館内

TEL : (099) 254-8124 FAX : (099) 254-8163

URL : <http://www.kagoshima.med.or.jp/>